



鳥取県公報

平成 25 年 5 月 14 日 (火)
第 8 4 9 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (417) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (418) (〃) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (419) (農地・水保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (420) (森林づくり推進課) 2
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (421) (水産課) 4
◇ 人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (1) (任用課) 4
◇ 公 告	調理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 5
	鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (鳥取県土整備事務所) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (文化政策課) 7

告 示

鳥取県告示第417号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月14日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社つむぎ	デイサービスつむぎ	鳥取市行徳一丁目312	平成25年5月7日	通所介護

鳥取県告示第418号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月14日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社つむぎ	デイサービスつむぎ	鳥取市行徳一丁目312	平成25年5月7日	介護予防通所介護

鳥取県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を平成25年5月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第420号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ワサダコ326の1、1151、字ジャ谷ヨリ上山マデ1036の4から1036の16まで、1038の1から1038の14まで、1038の24、1038の25、1038の27、1038の28、字若杉1152の6から1152の10まで、1152

の12から1152の15まで、1153、字上へ山通り1157の1（次の図に示す部分に限る。）、1157の2から1157の16まで、1157の18から1157の28まで、1157の30、1157の31、1157の33から1157の35まで、1157の37（次の図に示す部分に限る。）、1157の42、1157の43（次の図に示す部分に限る。）、1157の44から1157の51まで、1157の52（次の図に示す部分に限る。）、1157の53から1157の55まで、字長野山1173の8から1173の53まで、1173の55から1173の62まで、1178、字小山谷1185の1から1185の8まで、1185の9・1185の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1185の11から1185の16まで、1185の18から1185の21まで、1185の23から1185の25まで、1187の1・1187の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1187の3から1187の56まで、字ヒレジ折橋1262の4、1262の151、1262の153、1262の155から1262の157まで、1262の158・1262の159（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1262の200から1262の204まで、1262の206、1262の207、1262の209から1262の211まで、1262の213から1262の220まで、1262の222から1262の232まで、1262の270から1262の274まで、1262の275から1262の277まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1262の278から1262の281まで、1262の282・1262の284・1262の285・1262の287（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1262の289、1262の291、1262の292、1262の296・1262の298（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1262の300、1262の302から1262の308まで、1262の311・1262の312（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1262の313、1277の1から1277の40まで、1277の43、1277の44、1277の45（次の図に示す部分に限る。）、1277の46、1277の47、1277の49から1277の75まで、1277の76（次の図に示す部分に限る。）、1277の77、1277の78、1277の79（次の図に示す部分に限る。）、1277の80、1277の81（次の図に示す部分に限る。）、1277の82、1277の83から1277の85まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1277の86、1277の87（次の図に示す部分に限る。）、1277の88から1277の101まで、1277の104から1277の118まで、1277の120、1277の122から1277の124まで、1277の129から1277の132まで、1277の134、1277の135、1277の137、1277の138、1277の141、1277の145から1277の151まで、1277の153、1277の155から1277の159まで、1278の1（次の図に示す部分に限る。）、1278の20から1278の23まで、字江ナミ谷1318の165、1318の166、1318の167（次の図に示す部分に限る。）、1318の168から1318の170まで、1318の171（次の図に示す部分に限る。）、1318の172、1318の173（次の図に示す部分に限る。）、1318の174、1318の175から1318の177まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1318の178から1318の182まで、1318の183（次の図に示す部分に限る。）、1318の184、1318の185、1318の186・1318の187（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1318の188、1318の189・1318の190（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1318の191、1318の192から1318の194まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1318の195から1318の208まで、1318の215から1318の218まで、1318の220から1318の222まで、1318の231から1318の256まで、1318の259から1318の263まで、1318の288、1318の291から1318の293まで、1318の295、1322の14、1322の22、1322の24、1322の25、1322の27から1322の50まで、1336、1341、1341の1（次の図に示す部分に限る。）、1343の11から1343の15まで、1343の17から1343の23まで、1344の2、1344の26から1344の31まで、1344の32（次の図に示す部分に限る。）、1344の33から1344の35まで、1344の37、1344の38、1344の39から1344の43まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1344の44から1344の46まで、1344の47（次の図に示す部分に限る。）、1344の48、1344の49から1344の52まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1344の53から1344の56まで、1344の57（次の図に示す部分に限る。）、1344の58、1344の59・1344の60（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1344の61から1344の120まで、1347、字カミ立奥1337の1から1337の9まで、字大道1360の1から1360の3まで、1361、1362、1363の36から1363の46まで、1363の47・1363の48（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1363の49、1363の50、1363の51・1363の52（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1363の53、1363の54（次の図に示す部分に限る。）、1363の55から1363の67まで、1363の68（次の図に示す部分に限る。）、1363の69から1363の83まで、1363の84（次の図に示す部分に限る。）、1366、1367の1から1367の15まで、1367の16（次の図に示す部分に限る。）、1367の17、1367の18（次の図に示す部分に限る。）、1367の19から1367の22まで、1367の23から1367の26まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1367の27から1367の39まで、1367の40・1367の41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1367の42から1367の47まで、1367の48（次の図に示す部分に限る。）、1367の49、1367の50から1367の52まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1367の53、1367の54、1367

の55（次の図に示す部分に限る。）、1367の56、1367の57（次の図に示す部分に限る。）、1367の58、1367の60・1367の61（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1367の62から1367の66まで、1367の67・1367の68（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1367の69から1367の88まで、1368の6、1369の1（次の図に示す部分に限る。）、1369の2から1369の10まで、1369の11（次の図に示す部分に限る。）、1369の12から1369の18まで、1369の19・1369の20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1369の21から1369の29まで、1369の30（次の図に示す部分に限る。）、1369の31から1369の38まで、1369の39から1369の41まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1369の42から1369の45まで、1369の46（次の図に示す部分に限る。）、1369の47から1369の49まで、字ヘンフ谷1371の34、1371の35、1372の2、1372の4、1373の1、1374の1から1374の10まで、1374の13から1374の21まで、1375の1から1375の18まで、1375の20、1375の21、1375の23から1375の33まで、1375の36、1375の71から1375の80まで、1375の81（次の図に示す部分に限る。）、1375の82、1375の83、1375の88から1375の90まで、字小坂谷1427の1から1427の23まで、1427の25から1427の46まで、1427の49から1427の82まで、1427の84から1427の125まで、1427の127、1427の128、1427の132（次の図に示す部分に限る。）、1456の4から1456の22まで、1457から1459まで、1462の1

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第421号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大山加入区及び淀江加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第1号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成25年5月14日から施行する。

平成25年5月14日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの 心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、<u>原子力技術の職及び水産種苗生産技術の職</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの 心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職及<u>び原子力技術の職</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成25年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験の日時

平成25年9月20日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糀町一丁目160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学 (5) 食品学 (6) 食品衛生学
(7) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県中部総合事務所生活環境局又は鳥取県西部総合事務所生活環境局（以下「生活環境局等」という。）とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の学校の卒業証明書（これに準ずる書類を含む。）又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第 3 項第 7 号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終わった者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第 4 条に規定する施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前 6 月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成 25 年 6 月 24 日（月）から 7 月 5 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成 25 年 7 月 5 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100 円

(2) 納入方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成 25 年 10 月 4 日（金）に県庁及び生活環境局等において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、合格者には、平成 25 年 10 月 4 日付けで通知する。

8 その他

(1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目 220	(0857-26-7284)
東部生活環境事務所	鳥取市立川町六丁目 176	(0857-20-3677)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町 2	(0858-23-3117)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目 160	(0859-31-9321)

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成 15 年鳥取県条例第 73 号）第 11 条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 5 月 14 日

鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市湖山町西二丁目448-1の一部外2筆 (5,806平方メートル)	砂(10,285立方メートル)	採取の期間	平成24年6月15日から平成25年6月14日まで	平成24年6月15日から平成26年3月31日まで	平成25年4月22日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 5 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県民文化会館小ホール照明設備改修業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成26年1月31日まで

(4) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額(紙入札にあっては、入札書に記載された金額)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が建物等の保守管理の電気通信設備管理(運転保守)かつ電気通信機器類の電気材料に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札

参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成25年5月24日（金）正午までに4の（3）の場所に提出すること。

- （3）平成25年5月14日から同年7月1日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）平成25年5月14日から同年7月1日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5）電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する第一種電気工事士免状の交付を受けている者を主任技術者として配置できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県文化観光局文化政策課

4 入札手続等

（1）入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

（2）仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県文化観光局文化政策課企画調整担当

電話 0857-26-7839

（3）競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（4）入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成25年5月14日（火）から同年6月5日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年5月14日（火）から同年6月4日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月5日（水）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成25年6月24日（月）午前11時から同年7月1日（月）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同年6月28日（金）午

後 5 時までとする。)

イ 開札日時

平成25年 7 月 1 日 (月) 午後 1 時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成25年 6 月 5 日(水) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Subject matter of the contract : Complete renewal of small hall lighting equipment at Tottori Prefectural Citizen's Culture Hall

(2) June 5th 2013, noon : Deadline for submission of qualification documents

(3) July 1st 2013, noon : Deadline for submission of tenders

(June 28th 2013, 5 : 00pm : Deadline for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Cultural Affairs Division ,Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7839

E-mail : bunsei@pref.tottori.jp